

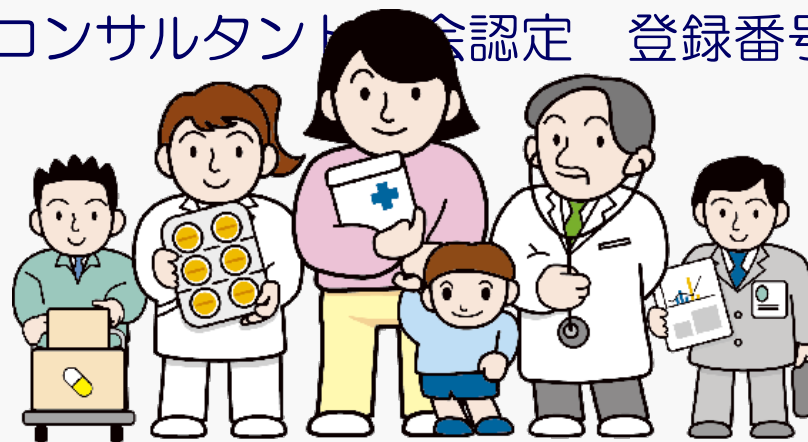
日医IMPS行政情報シリーズ

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/index.php>

手術、検査等

診療報酬改定動向 「四つの視点 関連項目（技術）」 — 2010年2月5日中医協総会資料 —

日医工株式会社 MPSチーム 菊地祐男
(日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4217)



次回の中医協は2月8日
に開催予定です。

資料No.220208-164



日医工株式会社

<http://www.nichiiko.co.jp>

2010年度診療報酬改定
平成22年度診療報酬改定

手術料の適正な評価

手術以外の医療技術の適正な評価

外保連試案を活用した手術料の引き上げ

「外保連試案第7版」を活用し、概ね手術料全体の評価を引き上げる。特に、外科系の診療科で実施される手術や小児に対する手術など、高度な専門性を必要とする手術をより高く評価する。

(1) 評価対象手術

外科系の診療科で実施される手術の評価には病院勤務医の負担軽減対策という観点もあることから、主として病院で実施している手術を優先して評価する。なお、病院で実施されることが多い手術を対象とすると、手術項目数全体の半分程度を評価することができる。

(2) 手術料の引き上げ

外保連試案においては、技術度・協力者数・所要時間等を勘案し、それぞれの技術に応じた費用が算出されている。こうしたデータを踏まえ、現行点数との乖離が大きい一方で高度な専門性を必要とすると鑑定されている技術度区分E及びDの手術について、それぞれ現行点数の50%増及び30%増とすることを目安としつつ、個別の点数差については外保連試案を用いて整合をとることとする。

約900の手術

区分E: 15年の経験を有し、特殊技術を有する専門医による手術
区分D: 15年の経験を有する専門医による手術

(3) 小児に対する手術評価の引き上げ

現行上、3歳未満の小児に係る手術については乳幼児加算が認められているが、3歳以上6歳未満の小児についても同様に高度な技術が求められることから、加算の対象年齢を6歳未満に拡大する。

保険導入される先進医療（手術・技術）

先進医療専門家会議における検討結果を踏まえ、新規手術・技術について保険導入を行う。

1	胎児心超音波検査	産科スクリーニング胎児超音波検査において心疾患が強く疑われる症例に係るものに限る
2	子宮頸部前がん病変のHPV-DNA診断	子宮頸部軽度異形成に係るものに限る
3	腹腔鏡下肝部分切除術	肝外側区域切除術を含み、肝腫瘍に係るものに限る
4	エキシマレーザーによる治療的角膜切除術	角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る
5	神経変性疾患のDNA診断	ハンチントン舞踏病、脊髄小脳変性症、球脊髄性筋萎縮症、家族性筋萎縮性側索硬化症、家族性低カリウム血症性周期性四肢麻痺又はマックリード症候群その他の神経変性疾患に係るものに限る
6	膀胱水圧拡張術	間質性膀胱炎に係るものに限る
7	強度変調放射線治療	限局性の固形悪性腫瘍（頭頸部腫瘍、前立腺腫瘍又は中枢神経腫瘍であって、原発性のものを除く。）に係るものに限る
8	抗EGFR抗体医薬投与前におけるKRAS遺伝子変異検査	EGFR陽性の治癒切除不能な進行又は再発の結腸又は直腸がんに係るものに限る
9	腋窩リンパ節郭清術の実施前におけるセンチネルリンパ節の同定及び生検	触診及び画像診断の結果、腋窩リンパ節への転移が認められない乳がんに係るものであって、放射性同位元素及び色素を用いて行うものに限る
10	腋窩リンパ節郭清術の実施前におけるセンチネルリンパ節の同定及び生検	触診及び画像診断の結果、腋窩リンパ節への転移が認められない乳がんに係るものであって、色素を用いて行うものに限る
11	悪性黒色腫におけるセンチネルリンパ節の同定、転移の検索及び遺伝子診断	触診及び画像診断の結果、悪性黒色腫の遠隔転移が認められないものであって、臨床的に所属リンパ節の腫大が確認されていないものに限る
12	悪性黒色腫におけるセンチネルリンパ節の同定及び転移の検索	触診及び画像診断の結果、悪性黒色腫の遠隔転移が認められないものであって、臨床的に所属リンパ節の腫大が確認されていないものに限る

手術等

保険から削除される先進医療（手術・技術）

1	顎関節症の補綴学的治療	顎関節症(顎関節内障、下顎頭の著しい変形及び顎関節円板の断裂を除く。)に係るものに限る
2	経皮的埋め込み電極を用いた機能的電子刺激療法	神経の障害による運動麻痺又は骨・関節手術後の筋萎縮に係るものに限る
3	乳房温存療法における鏡視下腋窩郭清術	主に乳房温存手術が可能なステージ I 又は II の乳がんに係るものに限る
4	声帯内自家側頭筋膜移植術	一側性反回神経麻痺又は声帯溝症に係るものに限る
5	活性化Tリンパ球移入療法	原発性若しくは続発性の免疫不全症の難治性日和見感染症又は慢性活動性EBウイルス感染症に係るものに限る
6	頸椎椎間板ヘルニアに対するヤグレーザーによるCT透視下の経皮的椎間板減圧術	頸椎椎間板ヘルニア(画像診断上椎間板繊維輪の破綻していないヘルニアであって、神経根症が明らかであり保存治療に抵抗性のもの(後縦靭帯骨化症、脊椎管狭窄状態又は脊椎症状のあるものを除く。))に係るものに限る

2010年1月20日 中医協総会資料

新規保険収載提案手術・技術の保険導入

医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、新規手術及び手術以外の新規技術について保険導入を行う。

(導入された新規手術の例)

- ①肝門部胆管癌切除術(1血行再建あり 2血行再建なし)
- ②膵中央切除術
- ③バイパス術を併用した脳動脈瘤手術
- ④経皮的動脈形成術
- ⑤バルーンカテーテルによる大動脈遮断
- ⑥副咽頭間隙腫瘍摘出術
- ⑦脾温存膵体尾部切除術
- ⑧経肛門的内視鏡下手術(直腸腫瘍)
- ⑨重度腹部外傷例に対するダメージコントロール手術
- ⑩膀胱脱(ヘルニア)メッシュ修復術
- ⑪前置胎盤帝王切開術

(導入された手術以外の新規技術の例)

- ①イメージガイド下放射線治療(IGRT)
- ②特殊光を用いた画像強調観察を併用した拡大内視鏡検査
- ③医療機器決定区分C2(新機能・新技術)に係る技術(VAC システム等)

新規特定保険医療材料等に係る技術料の新設

1、一酸化窒素吸入療法に係る技術料の評価

改定案

(新) J045-2【一酸化窒素吸入療法】(1時間につき) ○○○点

[算定要件]

下記の何れかの施設基準の届け出を行っている医療機関において算定できる。

- ①新生児特定集中治療室管理料(A302)
- ②総合周産期特定集中治療室管理料(A303)

2、胸郭変形矯正用材料に係る技術料の評価

現行

K142-2【脊椎側彎症手術】 34,800 点

注 椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数に17,400 点を加算する。ただし、加算点数は69,600 点を限度とする。

改定案

K142-2【脊椎側彎症手術】

- 1 固定術 ○○○点 (改)
- 2 矯正術
 - イ 初回挿入術 ○○○点 (新)
 - ロ 全体交換術 ○○○点 (新)
 - ハ 伸展術 ○○○点 (新)

注 1については、椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数に○○○点を加算する。ただし、加算点数は○○○点を限度とする。

新規特定保険医療材料等に係る技術料の新設

3、局所陰圧閉鎖療法用材料に係る技術料の評価

改定案

(新) J003【局所陰圧閉鎖処置】(1日につき)

1 被覆材を交換した場合

イ 100 cm²未満 ○○○点

ロ 100 cm²以上200 cm²未満 ○○○点

ハ 200 cm²以上 ○○○点

注 初回のみ、イにあっては○○○点、ロにあっては○○○点、ハにあっては○○○点を加算する。

2 その他の場合 ○○○点

4、皮下グルコース測定電極に係る技術料の評価

改定案

J003【局所陰圧閉鎖処置】(1日につき)

(新) D231-2【皮下連続式グルコース測定】(一連につき) ○○○点

【算定要件】

(1) 糖尿病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の専門医が2名以上配置されていること。

(2) 持続皮下インスリン注入療法を行っている保険医療機関であること。

新規特定保険医療材料等に係る技術料の新設

5、ペースメーカー、埋込み型除細動器、両室ペーシング機能付き埋込み型除細動器に係る技術料の評価

現行	改定案
<p>B001 特定疾患治療管理料 12【心臓ペースメーカー指導管理料】 イ 区分番号K597 に掲げるペースメーカー移埋術又は区分番号K598 に掲げる両心室ペースメーカー移埋術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合 460 点 ロ イ以外の場合 320 点</p> <p>注1 体内埋込式心臓ペースメーカーを使用している患者であって入院中の患者以外のものであるに対して、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。</p>	<p>B001 特定疾患治療管理料 12【心臓ペースメーカー指導管理料】 イ <u>遠隔モニタリングによる場合</u> ○○○点（新） ロ <u>その他の場合</u> ○○○点（改） 注1 <u>イについては、体内埋込式心臓ペースメーカー又は体内埋込式除細動器等を使用している患者であって入院中の患者以外のものであるに対して、療養上必要な指導を行った場合に、4月に1回に限り算定する。ただし、イを算定した月以外であって、当該患者の急性増悪により必要な指導を行った場合には、ロを算定する。</u> 2 <u>ロについては、体内埋込式心臓ペースメーカー又は体内埋込式除細動器等を使用している患者であって入院中の患者以外のものであるに対して、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。</u> 3 <u>区分番号K597 に掲げるペースメーカー移埋術、区分番号K598 に掲げる両心室ペースメーカー移埋術、区分番号K599 に掲げる埋込型除細動器移埋術又は、区分番号K599-3 に掲げる両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移埋術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合は、導入期加算として、所定点数に○○○点を加算する。</u></p>

新規特定保険医療材料等に係る技術料の新設

6、血管内光断層撮影用カテーテルに係る技術料の評価

現行	改定案
<p>D206【心臓カテーテル法による諸検査】(一連の検査について)</p> <p>注3 血管内超音波検査を実施した場合は、所定点数に300点を加算する。</p>	<p>D206【心臓カテーテル法による諸検査】(一連の検査について)</p> <p>注3 血管内超音波検査、<u>血管内光断層撮影</u>または冠動脈血流予備能測定を実施した場合は、所定点数に300点を加算する。</p>

7、経皮的カテーテル心筋焼灼術における三次元カラーマッピングに係る技術料の評価

現行	改定案
<p>K595【経皮的カテーテル心筋焼灼術】(略)</p> <p>注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。</p>	<p>K595【経皮的カテーテル心筋焼灼術】(略)</p> <p>注1 三次元カラーマッピング下に行った場合は所定点数に〇〇〇点を加算する。(新)</p> <p>2 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。</p>

新規特定保険医療材料等に係る技術料の新設

8、埋込型心電図記録計に係る技術料の評価

改定案

(新) D210-3【埋込型心電図検査(解析料を含む。)] ○○○点

(新) K597-3【埋込型心電図記録計移植術】 ○○○点

(新) K597-4【埋込型心電図記録計摘出術】 ○○○点

[算定要件]

下記の何れかの施設基準の届け出を行っている医療機関において算定できる。

①両心室ペースメーカー移植術(K 598)及び両心室ペースメーカー交換術(K 598-2)

②埋込型除細動器移植術(K 599)及び埋込型除細動器交換術(K 599-2)

③両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移植術(K 599-3)及び両室ペーシング機能付き埋込型除細動器交換術(K 599-4)

新規特定保険医療材料等に係る技術料の新設

9、末梢留置型中心静脈カテーテルに係る技術料の評価

改定案

(新) G005-3【末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入術】 〇〇〇点

10、胃、十二指腸ステントに係る技術料の評価

改定案

K651【内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術】 〇〇〇点

11、特定薬剤治療管理料の適応拡大

改定案

血中濃度測定による治療管理を行う当該管理料について、シクロスポリンの対象疾患に難治性のアトピー性皮膚炎を追加する。

人工腎臓等の適正な評価

入院で行う慢性維持透析について包括評価に変更する。なお、入院において、急性腎不全等に対して実施する人工腎臓については、引き続き出来高評価を行う。また、エリスロポエチンの使用量の減少及び同じ効能を有するが低価格のダルベポエチンへの置換が進んでいる現状を踏まえ、包括点数を見直す。

現行	改定案
<p>【人工腎臓】(1日につき)</p> <p>1 入院中の患者以外の患者に対して行った場合</p> <p>イ 4時間未満の場合 2,117点</p> <p>ロ 4時間以上5時間未満の場合 2,267点</p> <p>ハ 5時間以上の場合 2,397点</p> <p>2 その他の場合 1,590点</p>	<p>【人工腎臓】(1日につき)</p> <p>1 慢性維持透析の場合 (改)</p> <p>イ 4時間未満の場合 ○○○点 (改)</p> <p>ロ 4時間以上5時間未満の場合 ○○○点 (改)</p> <p>ハ 5時間以上の場合 ○○○点 (改)</p> <p>2 その他の場合 ○○○点 (改)</p>

人工腎臓における合併症防止の観点から、使用する透析液についてより厳しい水質基準が求められている。こうした基準を満たした透析液を使用していることに対する評価を新設する。

人工腎臓の薬剤費の包括化を外来だけでなく入院中の慢性腎臓病患者にも拡大し、併せて点数を引き下げる。急性腎不全などに対する人工腎臓は入院でも出来高算定となる。

改定案

(新) 【透析液水質確保加算】 ○○○点(1日につき)

[算定要件]

- ①月1回以上水質検査を実施し、関連学会の定める「透析液水質基準」を満たした透析液を常に使用していること。
- ②専任の透析液安全管理者1名(医師又は臨床工学技士)を配置していること。
- ③透析機器安全管理委員会を設置していること。

検体検査

検体検査実施料

衛生検査所等調査より得られた検体検査実施における実勢価格に基づき、保険償還価格と実勢価格の乖離が大きい検査について検査実施料の適正化を実施する。なお、検査が包括されている各項目についても、これに伴い点数の見直しを行う。

画像診断

エックス線撮影料

アナログ撮影及びデジタル撮影の新設

デジタルエックス線撮影料の新設

現行	改定案
<p>E002【撮影】</p> <p>1 単純撮影 65 点</p> <p>2 特殊撮影(一連につき) 264 点</p> <p>3 造影剤使用撮影 148 点</p> <p>4 乳房撮影(一連につき) 196点</p>	<p>E002【撮影】</p> <p>1 単純撮影</p> <p style="padding-left: 20px;">イ アナログ撮影 〇〇〇点 (新)</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ デジタル撮影 〇〇〇点 (新)</p> <p>2 特殊撮影(一連につき)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ アナログ撮影 〇〇〇点 (新)</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ デジタル撮影 〇〇〇点</p> <p>3 造影剤使用撮影</p> <p style="padding-left: 20px;">イ アナログ撮影 〇〇〇点</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ デジタル撮影 〇〇〇点 (新)</p> <p>4 乳房撮影(一連につき)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ アナログ撮影 〇〇〇点 (新)</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ デジタル撮影 〇〇〇点 (新)</p>

アナログ撮影の点数は現行よりも引下げ、デジタル撮影点数は現行よりも引上げる。デジタル撮影でフィルムレスの場合には現状並み、あるいは引上げとなる見込み。

画像診断

エックス線撮影料

アナログ撮影及びデジタル撮影の新設

デジタル映像化処理加算の廃止

現行	改定案
【デジタル映像化処理加算】 15 点 (平成21年度末までの経過措置)	(廃止)

電子画像管理加算の見直し

現行	改定案
【電子画像管理加算】 イ 単純撮影の場合 60 点 ロ 特殊撮影の場合 64 点 ハ 造影剤使用撮影の場合 72 点 ニ 乳房撮影の場合 60 点	【電子画像管理加算】 イ 単純撮影の場合 〇〇〇点 (改) ロ 特殊撮影の場合 〇〇〇点 (改) ハ 造影剤使用撮影の場合 〇〇〇点 (改) ニ 乳房撮影の場合 〇〇〇点 (改)

コンピューター断層撮影診断料の見直し

16 列以上のマルチスライス型CTによる撮影に対する評価を新設する。また、1.5 テスラ以上のMRIによる撮影に対する評価を引き上げる。さらに、CT及びMRIの2回目以降の撮影料について、実態を踏まえた見直しを行う。

現行	改定案
E200 コンピューター断層撮影 1 CT撮影 イ マルチスライス型の機器による場合 850 点 ロ イ以外の場合 650 点	E200 コンピューター断層撮影 1 CT撮影 イ 16 列以上のマルチスライス型の機器による場合 ○○○点 (新) ロ 2列以上16 列未満のマルチスライス型の機器による場合 ○○○点 (改) ハイ、ロ以外の場合 ○○○点 (改)
E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影) 1 1.5 テスラ以上の機器による場合 1300 点 2 1以外の場合 1080 点	E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影) 1 1.5 テスラ以上の機器による場合 ○○○点(改) 2 1以外の場合 ○○○点 (改)
第3節 通則2 (中略)当該月の2 回目以降の断層撮影については、所定点数にかかわらず、一連につき650点を算定する。	第3節 通則2 (中略)当該月の2 回目以降の断層撮影については、一連につき所定点数の100 分の○○○に相当する点数により算定する。

「16列以上」を引上げ、他は引下げる。
 「1.5テスラ以上の機器」の点数を引上げ、それ以下は引下げる。

内視鏡

内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術等

内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術と内視鏡的大腸ポリープ切除術について、ポリープの大きさ又は切除範囲による区分に変更する。また、内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術と内視鏡的大腸ポリープ切除術の算定要件を明確化する。

現行	改定案
<p>【内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術】</p> <p>1 早期悪性腫瘍粘膜切除術 6,740 点</p> <p>2 その他のポリープ・粘膜切除術 5,730 点</p> <p>【内視鏡的大腸ポリープ切除術】 5,360 点</p>	<p>【内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術】</p> <p>1 ポリープ又は切除範囲が2cm 以上のもの 〇〇〇点（改）</p> <p>2 ポリープ又は切除範囲が2cm 未満のもの 〇〇〇点（改）</p> <p>[算定要件] <u>内視鏡的止血術を併施した場合における当該療法に係る費用は、所定点数に含まれる。</u></p> <p>【内視鏡的大腸ポリープ切除術】</p> <p>1 ポリープが2cm 以上のもの〇〇〇点 ○改</p> <p>2 ポリープが2cm 未満のもの〇〇〇点 ○改</p> <p>[算定要件] <u>内視鏡的止血術を併施した場合における当該療法に係る費用は、所定点数に含まれる。</u></p>

医療機器の価格等に基づく検査及び処置

1. 眼科学的検査の適正化

現行	改定案
D262【屈折検査】74点 D263【矯正視力検査】 1 眼鏡処方せんの交付を行う場合 74点 2 1以外の場合 74点 D264【精密眼圧測定】85点 D265【角膜曲率半径計測】89点	D262【屈折検査】〇〇〇点（改） D263【矯正視力検査】矯正視力検査 1 眼鏡処方せんの交付を行う場合〇〇〇点（改） 2 1以外の場合 〇〇〇点（改） D264【精密眼圧測定】〇〇〇点 D265【角膜曲率半径計測】〇〇〇点（改）

2. 耳鼻科学的検査の適正化

現行	改定案
D244【自覚的聴力検査】 1 標準純音聴力検査、自記オーディオメーターによる聴力検査 400点 2 標準語音聴力検査、ことばのききとり検査 400点	D244【自覚的聴力検査】 1 標準純音聴力検査、自記オーディオメーターによる聴力検査 〇〇〇点（改） 2 標準語音聴力検査、ことばのききとり検査 〇〇〇点（改）

医療機器の価格等に基づく検査及び処置

3. 内視鏡検査の適正化

現行	改定案
D298【嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ（部位を問わず一連につき）】 620 点 D299【喉頭ファイバースコープ】 620 点	D298【嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ（部位を問わず一連につき）】〇〇〇点（改） D299【喉頭ファイバースコープ】〇〇〇点（改）

4. 皮膚科処置の適正化

現行	改定案
J055【いぼ焼灼法】 1 3箇所以下 220 点 2 4箇所以上 270 点 J056【いぼ冷凍凝固法】 1 3箇所以下 220 点 2 4箇所以上 270 点	J055【いぼ焼灼法】 1 3箇所以下 〇〇〇点（改） 2 4箇所以上 〇〇〇点（改） J056【いぼ冷凍凝固法】 1 3箇所以下 〇〇〇点（改） 2 4箇所以上 〇〇〇点（改）